

京都市告示第 4 8 5 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるビバ・オリックス・パティネグループの代表者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第 4 条に基づき 施設の供用日の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 5 年 3 月 2 5 日

京都市長 門 川 大 作

#### 1 西京極総合運動公園プール施設

平成 2 5 年 4 月 2 7 日 ( 土 ) の供用時間を午前 1 0 時から午後 3 時まで、平成 2 5 年 4 月 2 9 日 ( 月・祝 ) の供用時間を午前 9 時から午後 5 時までとし、平成 2 5 年 4 月 1 日 ( 月 ) から 4 月 2 6 日 ( 金 ) 並びに 4 月 2 8 日 ( 日 ) 及び 4 月 3 0 日 ( 火 ) を供用しない日とする。

( 理由 )

アイススケートリンクからプールへの転換工事及び指定管理者による当該施設での自主事業実施のため

( 文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当 )